

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</b></p> <p><u>（特定譲渡制限付株式等の価額）</u>  <u>37の10・37の11共－9 所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式のその譲渡についての制限が解除された日における価額は、所基通23～35共－5の4《特定譲渡制限付株式等の価額》により求めた価額とする。</u></p> <p>（付与された権利の行使等により取得した株式等の価額）  <u>37の10・37の11共－9の2 所得税法令第109条第1項第3号に規定する所得税法令第84条第2項各号《譲渡制限付株式の価額等》に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日……………。</u>            ……………。</p> <p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の合併の場合）            37の10－1 ……………。            (1) ……………。            ……………。            (注) ……………。</p>	<p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</b></p> <p>（新 設）</p> <p>（付与された権利の行使等により取得した株式等の価額）  <u>37の10・37の11共－9 所得税法令第109条第1項第3号《有価証券の取得価額》に規定する所得税法令第84条第2項各号《譲渡制限付株式の価額等》に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日……………。</u>            ……………。</p> <p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の合併の場合）            37の10－1 ……………。            (1) ……………。            ……………。            (注) ……………。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>..... ..... (2) ..... イ ..... ..... ロ .....</p> $\text{無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額} = \text{合併法人の1株の従前の取得価額} + \left[ \begin{array}{l} \text{無対価合併の直前に有していた旧株1株の従前の取得価額} \\ \text{旧株1株当たりのみなし配当額} \end{array} \right] \times \frac{\text{旧株の株式の数}}{\text{合併法人の株式の数}}$ <p>なお、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条の3第2項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する無対価合併に該当する合併で、<u>同項第2号ロに掲げる関係があるもの以外のもの</u>が行われた場合の当該無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額は、.....。</p> <p>(3) .....</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合） 37の10—2 .....</p> <p>(1) ..... ..... ⑥ ..... ..... ⑦ .....法人税法第2条第16号<u>《定義》</u>に規定する..... ..... ※1 ..... ※2 ..... ..... ..... (2) .....</p>	<p>..... ..... (2) ..... イ ..... ..... ロ .....</p> $\text{無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額} = \text{合併法人の1株の従前の取得価額} + \left[ \begin{array}{l} \text{無対価合併の直前に有していた旧株1株の従前の取得価額} \\ \text{旧株の株式の数} \end{array} \right] \times \frac{\text{合併法人の株式の数}}{\text{合併法人の株式の数}}$ <p>なお、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条の3第2項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する無対価合併のうち、<u>法人税法第2条第12号の8《定義》</u>に規定する適格合併以外の合併が行われた場合の当該無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額は、.....。</p> <p>(3) .....</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合） 37の10—2 .....</p> <p>(1) ..... ..... ⑥ ..... ..... ⑦ .....法人税法第2条第16号に規定する..... ..... ※1 ..... ※2 ..... ..... ..... (2) .....</p>

改正後	改正前
<p>イ . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>. . . . .</p> $\left[ \begin{array}{ccccccc} \text{取得した} & & & & & & \\ \text{分割承継} & \text{分割承継} & & & \text{分割} & \text{分割承継} & \\ \text{法人の株} & \text{法人の株} & \text{旧株1} & \text{純資} & \text{旧株} & \text{法人の株} & \text{分割承継} \\ \text{式1株当} & \text{式1株の} & \text{株の従} & \text{産移} & \text{の株} & \text{法人の株} & \text{法人の株} \\ \text{たりの取} & \text{の取} & \text{前の取} & \text{転割} & \text{の数} & \text{の株} & \text{式1株当} \\ \text{得価額} & \text{得価額} & \text{得価額} & \text{合} & & \text{式の数} & \text{たりのみ} \\ & & & & & & \text{なし配当} \\ & & & & & & \text{額} \end{array} \right]$	<p>イ . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>. . . . .</p> $\left[ \begin{array}{ccccccc} \text{取得した} & & & & & & \\ \text{分割承継} & \text{分割承継} & & & & & \\ \text{法人の株} & \text{法人の株} & \text{旧株1} & \text{純資} & \text{旧株} & \text{法人の株} & \text{分割承継} \\ \text{式1株当} & \text{式1株の} & \text{株の従} & \text{産移} & \text{の株} & \text{法人の株} & \text{法人の株} \\ \text{たりの取} & \text{の取} & \text{前の取} & \text{転割} & \text{の数} & \text{の株} & \text{式1株当} \\ \text{得価額} & \text{得価額} & \text{得価額} & \text{合} & & \text{式の数} & \text{たりのみ} \\ & & & & & & \text{なし配当} \\ & & & & & & \text{額} \end{array} \right]$
<p>(注) . . . . .</p> <p>なお、法人税法施行令第4条の3第6項第1号イに規定する無対価分割に該当する分割型分割で、同項第2号イ(2)に掲げる関係があるもの以外のもが行われた場合の分割法人の株式1株当たりの取得価額は、. . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p>	<p>(注) . . . . .</p> <p>なお、法人税法施行令第4条の3第6項第1号イに規定する無対価分割のうち法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割以外の分割が行われた場合の分割法人の株式1株当たりの取得価額は、. . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p>
<p><b>措置法第37条の13の3《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)</p> <p><u>37の13の3-1 措置法第37条の13の3第1項《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定を適用する場合において、同項に規定する認定特別事業再編事業者が同項に規定する特別事業再編により、株主又は出資者（以下この項において「株主等」という。）に交付しなければならない当該認定特別事業再編事業者の株式（以下この項において「交付株式」という。）に一株に満たない端数が生じたため、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第32条第3項《株式を対価とする他の株式会社株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例》の規</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>定により読み替えて準用する会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合计数に相当する交付株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主等に金銭が交付されたときは、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。</p> <p><b>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</b></p> <p><u>（非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管）</u></p> <p><u>37の14-5の2 非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項（同条第18項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により移管される場合には、次に掲げること</u>に留意する。</p> <p><u>(1) 当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設しており、かつ、当該営業所の長に対し措置法規則第18条の15の3第4項第1号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」（以下この項において「移管依頼書」という。）の提出をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該特定口座に移管される。</u></p> <p><u>なお、同一銘柄の非課税口座内上場株式等については、その一部を措置法令第25条の13第8項第2号に規定する特定口座以外の他の保管口座（以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。）に移管することはできず、移管依頼書にはその全ての数若しくは持分の割合又は価額を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設しておらず、かつ、当該営業所の長に対し移管依頼書の提出をしない場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該営業所に開設している特定口座以外の他の保管口座に移管される。</u></p>	<p><b>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</b></p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>(他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管の範囲)</p> <p>37の14-12 . . . . .</p> <p>(注) . . . . .、措置法規則第18条の15の3第6項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する非課税口座内上場株式等移管依頼書を提出した場合に限り移管され、. . . . .、措置法規則第18条の15の3第7項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する未成年者口座非課税口座間移管依頼書を提出した場合に限り移管されることに留意する。</p> <p>(一株(口)に満たない端数の処理)</p> <p>37の14-13 居住者等が開設する同一の非課税口座に設けられた2以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じる措置法令第25条の13第12項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、. . . . .</p> <p>なお、. . . . .、当該事由が生じた時に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられたものと、その受入れ後直ちに当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた非課税口座から措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管があったものとみなして、. . . . .</p> <p>(非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出)</p> <p>37の14-14 措置法第37条の14第6項各号に規定する申請書(37の14-16において「非課税適用確認書の交付申請書」という。)と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書(37の14-16において「非課税口座開設届出書」という。)については、. . . . .</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>37の14-15 . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、<u>様式第1号の4の2</u>、様式第1号の5、<u>様式第1号の5の2</u>)</p> <p>(2) . . . . .</p>	<p>(他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管の範囲)</p> <p>37の14-12 . . . . .</p> <p>(注) . . . . .、措置法規則第18条の15の3第3項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する非課税口座内上場株式等移管依頼書を提出した場合に限り移管され、. . . . .、措置法規則第18条の15の3第5項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する未成年者口座非課税口座間移管依頼書を提出した場合に限り移管されることに留意する。</p> <p>(一株(口)に満たない端数の処理)</p> <p>37の14-13 居住者等が開設する同一の非課税口座に設けられた2以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じる措置法令第25条の13第11項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、. . . . .</p> <p>なお、. . . . .、当該事由が生じた時に当該非課税管理勘定又は当該累積投資勘定に受け入れられたものと、その受入れ後直ちに当該非課税管理勘定又は当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管があったものとみなして、. . . . .</p> <p>(非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出)</p> <p>37の14-14 措置法第37条の14第6項各号に規定する申請書(37の14-16において「非課税適用確認書の交付申請書」という。)と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書については、. . . . .</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>37の14-15 . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の5)</p> <p>(2) . . . . .</p>

改正後	改正前
(3) . . . . . (国民健康保険法施行規則 様式第7号、 <u>様式第7号の2</u> )	(3) . . . . . (国民健康保険法施行規則 様式第7号)
(4) . . . . . . . . . . (国民健康保険法施行規則 様式第2、 <u>様式第2の2</u> )	(4) . . . . . . . . . . (国民健康保険法施行規則 様式第2)
(5) . . . . . (健康保険法施行規則 様式第10号 <u>1</u> / <u>2</u> )	(5) . . . . . (健康保険法施行規則 様式第10号)
(6) . . . . . . . . . .	(6) . . . . . . . . . .
(7) . . . . . . . . . .	(7) . . . . . . . . . .
(8) . . . . . . . . . .	(8) . . . . . . . . . .
(9) . . . . . . . . . . . . . . .	(9) . . . . . . . . . . . . . . .
(10) . . . . . . . . . . . . . . .	(10) . . . . . . . . . . . . . . .
(11) . . . . . . . . . . . . . . .	(11) . . . . . . . . . . . . . . .
(12) . . . . . . . . . . . . . . .	(12) . . . . . . . . . . . . . . .
(13) . . . . . . . . . .	(13) . . . . . . . . . .
(14) . . . . . . . . . .	(14) . . . . . . . . . .
(15) . . . . . . . . . .	(15) . . . . . . . . . .

改 正 後	改 正 前
<p>(16) . . . . . . . . . .</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14-16 . . . . .、措置法第37条の14第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提示に関し、. . . . .。</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 非課税口座開設届出書又は措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座簡易開設届出書（以下この項及び37の14-23において「非課税口座簡易開設届出書」という。）に係る確認書類 非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書に係る非課税口座が廃止された日又はこれらの届出書の提出があった日の属する勘定設定期間の終了の日の翌日から5年を経過する日のいずれか遅い日</p> <p>(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い)</p> <p>37の14-17 . . . . .、措置法第37条の14第27項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、. . . . .。</p> <p>なお、. . . . .、同条第12項及び第26項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供する提供事項は、当該提供先税務署長から当該特定営業所の長に対して提供されることに留意する。</p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い)</p> <p>37の14-19 . . . . .、措置法令第25条の13第34項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、. . . . .。</p> <p>(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い)</p> <p>37の14-21 郵便又は信書便により措置法第37条の14第18項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第21項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合には、. . . . .。</p>	<p>(16) . . . . . . . . . .</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14-16 . . . . .、措置法第37条の14第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提示に関し、. . . . .。</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 非課税口座開設届出書に係る確認書類 非課税口座開設届出書に係る非課税口座が廃止された日又は当該届出書の提出があった日の属する勘定設定期間の終了の日の翌日から5年を経過する日のいずれか遅い日</p> <p>(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い)</p> <p>37の14-17 . . . . .、措置法第37条の14第23項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、. . . . .。</p> <p>なお、. . . . .、同条第22項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供する提供事項は、当該提供先税務署長から当該特定営業所等の長に対して提供されることに留意する。</p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い)</p> <p>37の14-19 . . . . .、措置法令第25条の13第32項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、. . . . .。</p> <p>(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い)</p> <p>37の14-21 郵便又は信書便により措置法第37条の14第14項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第17項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合には、. . . . .。</p>

改正後	改正前
<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定)</p> <p>37の14-23 . . . . .、同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定が複数設けられた場合は、. . . . .。</p> <p>(1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第9項に規定する申請事項又は同条第11項に規定する届出事項の提供を受けた日又は時</p> <p>(2) . . . . .、金融商品取引業者等の営業所の長が非課税適用確認書又は非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた日</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>④ 1 . . . . .。</p> <p>2 . . . . .、措置法第37条の14第25項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定又は累積投資勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 措置法第37条の14第28項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、. . . . .。</p> <p><b>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</b></p> <p>(非課税期間終了時における未成年者口座内上場株式等の移管)</p> <p><u>37の14の2-4の2 未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日又は未成年者口座開設者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日の翌日において、当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等が、措置法令第25条の13の8第5項から第7項までの規定により移管される場合には、次に掲げることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第37条の14の2第5項第2号ホ(1)(i)に規定する移管</u></p> <p>イ <u>当該非課税管理勘定が設けられた未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、かつ、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し措置法規則第18条の15の10第4項第1号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依</u></p>	<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定)</p> <p>37の14-23 . . . . .、<u>例えば、誤って</u>同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定が複数設けられた場合は、. . . . .。</p> <p>(1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第9項に規定する申請事項の提供を受けた日又は時</p> <p>(2) . . . . .、金融商品取引業者等の営業所の長が非課税適用確認書の提出を受けた日</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>④ 1 . . . . .。</p> <p>2 . . . . .、措置法第37条の14第21項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定又は累積投資勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 措置法第37条の14第24項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、. . . . .。</p> <p><b>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</b></p> <p>(新設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p> <u>頼書」(以下この項において「移管依頼書」という。)の提出をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、当該特定口座に移管される。</u> </p> <p> <u>なお、同一銘柄の未成年者口座内上場株式等については、その一部を当該課税未成年者口座を構成する措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する特定口座以外の他の保管口座(以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。)に移管することはできず、移管依頼書にはその全ての数若しくは持分の割合又は価額を記載しなければならない。</u> </p> <p> <u>ロ 当該課税未成年者口座を構成する特定口座を開設していない場合には、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、移管依頼書の提出をすることなく、当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座に移管される。</u> </p> <p> <u>(2) 措置法第37条の14の2第5項第2号ホ(1)(ii)又は(2)に規定する移管37の14-5の2の取扱いに準ずる。</u> </p> <p> <b>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</b>  <b>37の14の2-5</b> . . . . .         </p> <p>           (注) 1 . . . . .、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と措置法令第25条の13の8第13項に規定する関係にある法人の営業所のことをいうことに留意する。            2 . . . . .、措置法令第25条の10の2第14項第28号の規定に基づき、. . . . .         </p> <p> <b>(居住の用に供している家屋)</b>  <b>37の14の2-7</b> 措置法令第25条の13の8第8項第1号に規定する「居住の用に供している家屋」とは、. . . . .         </p> <p> <b>(医療費の範囲等)</b>  <b>37の14の2-8</b> 措置法令第25条の13の8第8項第2号に規定する医療費は、. . . . .         </p> <p> <b>(措置法令第25条の13の8第10項各号に掲げる譲渡があった場合)</b>  <b>37の14の2-9</b> . . . . .、未成年者口座内上場株式等について措置法令第25条の13の8第10項各号に掲げる譲渡があった場合、. . . . .         </p>	<p> <b>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</b>  <b>37の14の2-5</b> . . . . .         </p> <p>           (注) 1 . . . . .、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と措置法令第25条の13の8第10項に規定する関係にある法人の営業所のことをいうことに留意する。            2 . . . . .、措置法令第25条の10の2第14項第27号の規定に基づき、. . . . .         </p> <p> <b>(居住の用に供している家屋)</b>  <b>37の14の2-7</b> 措置法令第25条の13の8第5項第1号に規定する「居住の用に供している家屋」とは、. . . . .         </p> <p> <b>(医療費の範囲等)</b>  <b>37の14の2-8</b> 措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する医療費は、. . . . .         </p> <p> <b>(措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合)</b>  <b>37の14の2-9</b> . . . . .、未成年者口座内上場株式等について措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合、. . . . .         </p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2-10 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の13の8 <u>第12項</u>第2号に規定する出国移管依頼書（以下この項において「出国移管依頼書」という。）を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出した個人は、 ・ ・ ・ ・ ・、課税未成年者口座内の上場株式等の譲渡の対価又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（措置法令第25条の13の8 <u>第11項</u>各号に掲げるものを除く。）は、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)</p> <p>37の14の2-11 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8 <u>第20項</u>において準用する措置法令第25条の13<u>第12項</u>第2号から第9号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、 ・ ・ ・ ・ ・、所得税法第48条の規定並びに所得税法令第2編第1章第4節第3款及び第167条の7 <u>第4項</u>から<u>第7項</u>までの規定を適用して計算することに留意する。また、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ)</p> <p>37の14の2-12 ・ ・ ・ ・ ・、居住者等が開設する未成年者口座及び他の保管口座（措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同一銘柄の上場株式等について生じる措置法令第25条の13の8 <u>第20項</u>の規定において準用する措置法令第25条の13<u>第12項</u>第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</p> <p>37の14の2-13 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・</p>	<p>(1) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2-10 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の13の8 <u>第9項</u>第2号に規定する出国移管依頼書（以下この項において「出国移管依頼書」という。）を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出した個人は、 ・ ・ ・ ・ ・、課税未成年者口座内の上場株式等の譲渡の対価又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（措置法令第25条の13の8 <u>第8項</u>各号に掲げるものを除く。）は、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)</p> <p>37の14の2-11 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8 <u>第17項</u>において準用する措置法令第25条の13<u>第11項</u>第2号から第9号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、 ・ ・ ・ ・ ・、所得税法第48条の規定並びに所得税法令第2編第1章第4節第3款及び第167条の7 <u>第3項</u>から<u>第6項</u>までの規定を適用して計算することに留意する。また、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ)</p> <p>37の14の2-12 ・ ・ ・ ・ ・、居住者等が開設する未成年者口座及び他の保管口座（措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同一銘柄の上場株式等について生じる措置法令第25条の13の8 <u>第17項</u>の規定において準用する措置法令第25条の13<u>第11項</u>第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</p> <p>37の14の2-13 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・</p>

改正後	改正前
<p>イ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ロ ・ ・ ・ ・ ・（災害等による返還等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する災害等による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由（措置法令第25条の13の8第9項に規定する上場等廃止事由をいう。以下この項及び次項において同じ。）による未成年者口座からの払出しを除く。） ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>（注） ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ハ ・ ・ ・ ・ ・、未成年者口座管理契約に基づく譲渡以外の譲渡であって措置法令第25条の13の8第10項各号に掲げる譲渡以外のもの ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ニ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ホ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>イ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ロ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ハ ・ ・ ・ ・ ・、課税未成年者口座管理契約において定められた方法以外の方法による譲渡であって措置法令第25条の13の8第10項各号に掲げる譲渡以外のもの ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ニ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ホ ・ ・ ・ ・ ・。</p>	<p>イ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ロ ・ ・ ・ ・ ・（災害等による返還等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する災害等による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由（措置法令第25条の13の8第6項に規定する上場等廃止事由をいう。以下この項及び次項において同じ。）による未成年者口座からの払出しを除く。） ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>（注） ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ハ ・ ・ ・ ・ ・、未成年者口座管理契約に基づく譲渡以外の譲渡であって措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡以外のもの ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ニ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ホ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>イ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ロ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ハ ・ ・ ・ ・ ・、課税未成年者口座管理契約において定められた方法以外の方法による譲渡であって措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡以外のもの ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ニ ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>ホ ・ ・ ・ ・ ・。</p>
<p>（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等）</p>	<p>（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等）</p>
<p>37の14の2-14 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>（注） ・ ・ ・ ・ ・、これらの規定による非課税の適用を受けていない措置法令第25条の13の8第10項各号に掲げる譲渡又は同条第17項の規定の適用を受ける未成年者口座からの払出しがあった未成年者口座内上場株式等は、 ・ ・ ・ ・ ・。</p>	<p>37の14の2-14 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>（注） ・ ・ ・ ・ ・、これらの規定による非課税の適用を受けていない措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡又は同条第14項の規定の適用を受ける未成年者口座からの払出しがあった未成年者口座内上場株式等は、 ・ ・ ・ ・ ・。</p>
<p>（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算）</p>	<p>（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算）</p>
<p>37の14の2-15 ・ ・ ・ ・ ・。</p>	<p>37の14の2-15 ・ ・ ・ ・ ・。</p>

改正後	改正前
<p>(1) ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>(2) ……、措置法令第25条の13の8 <u>第18項</u>において準用する措置法令第25条の13第2項及び第3項の規定により、……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(4) ……。</p> <p>(5) ……。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2-22 ……、37の14-4、<u>37の14-5、37の14-6</u>から37の14-9まで、……。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>(経過期的取扱い…改正通達の適用時期(1))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37の13の3-1の取扱いは、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）の施行の日から適用する。</u></p> <p><u>(経過期的取扱い…改正通達の適用時期(2))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37の14-16、37の14-17、37の14-21及び37の14-23の取扱いは、平成31年1月1日から適用する。</u></p>	<p>(1) ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>(2) ……、措置法令第25条の13の8 <u>第15項</u>において準用する措置法令第25条の13第2項及び第3項の規定により、……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(4) ……。</p> <p>(5) ……。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2-22 ……、37の14-4から37の14-9まで、……。</p> <p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>